

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する  
明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表三(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

留保金額に対する税額の計算				
課税留保金額		税額		
年 3,000 万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$ )のいずれか少ない金額)	1	円 000	(1) の 10 % 相当額	5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	円 000	(2) の 15 % 相当額	6
年 1 億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円 000	(3) の 20 % 相当額	7
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	円 000	計 (5)+(6)+(7)	8
課税留保金額の計算				
留保所得金額 (別表四「52の②」)	9	円	住民税額の計算の基礎となる法人税額 中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「17」) - (別表六(六)「9の②」+「9の④」から「9の⑧」 までの合計+「9の⑩」から「9の⑫」までの合計+「9の⑭」 から「9の⑯」までの合計)	22
当 期 未 配 当 等 の 額 (通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10			
当 期 未 配 当 等 の 額 (通算法人間配当等の額を除く。)	11			
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「18」) - 別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+(別表一「32」+「33」-「37」-「77」)と0のいずれか多い金額)- (別表六(五の二)「5の③」- (別表一「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」))と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12		中小企業者等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「17」) - (別表六(六)「3」+「9の②」から「9の⑧」 までの合計+「9の⑩」から「9の⑫」までの合計+「9の⑭」 から「9の⑯」までの合計)	23
住 民 税 額 (28)	13			
金 額 の 計 算	14		住 民 税 額 (22)又は(23)×10.4%	24
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14			
法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		特 定 寄 附 金 を 支 出 した 場 合 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25
通 算 法 人 の 留 保 金 加 算 額 (別表三(一)付表二「5」)	16			
通 算 法 人 の 留 保 金 控 除 額 (別表三(一)付表二「10」)	17		調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 を ((24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表六(二)付表六「7の計」)×10.4%)×20% (マイナスの場合は0)	26
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 か ら 減 算 さ れ る 金 額 (別表三(一)付表一「19」)	18			
当 期 留 保 金 額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表一「33」)	20			
課 税 留 保 金 額 (19)-(20)	21	円 000	住 民 税 額 (24)-(27)	28